

福知山市工事等入札閲覧設計図書事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、福知山市が発注する工事及び設計等業務（以下「工事等」という。）の入札公告や指名通知時に閲覧する設計図書及び参考資料（以下「入札閲覧設計図書」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、事務の適正化を図るとともに、工事等の入札閲覧設計図書の公正性を確保することを目的とする。

(範囲)

第2条 この要領は、福知山市が発注する工事等で一般競争入札及び指名競争入札の入札閲覧設計図書に適用する。

- 2 発注する工事等が、京都府が設置する京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した一般競争入札及び指名競争入札の場合は、入札閲覧設計図書は電子データとする。
- 3 前項以外の指名競争入札の場合は、入札閲覧設計図書は紙媒体とする。

(用語)

第3条 この要領において、『設計図書』とは、「設計図面」、「仕様書」、「現場説明書」、「質問回答書」のことをいう。

- 2 この要領において、『参考資料』とは、「金抜き設計書」、「数量計算書」、「積算参考資料」などのことをいう。
- 3 この要領において、「積算参考資料」（別紙様式）とは、発注する工事を対象に設計積算に用いた標準歩掛や単価資料などを明記して、発注工事の見積を公正に行う資料をいう。

(作成)

第4条 入札閲覧設計図書は、予定価格算出資料となった「仕様書」、「現場説明書」、「金入り設計書」、「数量計算書」、「図面」を基に工事担当課が作成する。

- 2 「仕様書」、「現場説明書」には、工事等の現場条件や施工に関する適用基準などを明記していることを確認する。ただし、交通誘導員の人数は、「仕様書」または「現場説明書」に記載する。
- 3 「金抜き設計書」は、「金入り設計書」の単価、金額、人数、日数、時間数、掛率などを削除したものとする。
- 4 「数量計算書」は、「図面」や部分構造から数量を算出したもの、それらの集計を明記していることを確認する。
- 5 「図面」は、「数量計算書」の数量根拠であることや施工方法、施工範囲などが正確に明示していることを確認する。
- 6 「積算参考資料」は、発注工事等の設計積算に使用した次の事項とその内容を明記する。ただし、明記できないと判断したときは、この限りでない。また、建築営繕における設計積算工事については、対象としないものとする。

- (1) 標準歩掛・参考資料（年度等、図書名称、発行機関）

- (2) 単価資料等（年度等、図書名称、発行年月、発行機関）
- (3) 見積単価・特別調査単価（材料等名称、規格、単位、採用単価）
 - ※見積単価：発注工事単位でその工事に限定して使用する製品や材料などのこと。
 - ※採用単価：参考として採用した単価の上位2桁までを記載する。3桁以降は切捨てとする。
- (4) その他積算事項（内容、規格等、単位、数量）
- (5) その他積算に必要となる事項

（提出）

第5条 作成された入札閲覧設計図書は、第2条に基づく媒体にして、入札契約担当課へ提出する。

2 入札閲覧設計図書の電子データは、PDFデータを原則とし、基本的に次に示すデータ構成とファイル名とする。ファイル数は、一般競争入札では7ファイル、指名競争入札では9ファイルまでとする。ファイルサイズは、1ファイル3MB（メガバイト）までとする。ただし、建築営繕における設計積算工事は、(6)を省略できるものとする。

- (1) 01 仕様書 及び 現場説明書
- (2) 02 位置図
- (3) 03 設計図面
- (4) 04 閲覧設計書
- (5) 05 数量計算書
- (6) 06 積算参考資料

3 入札閲覧設計図書を紙媒体とする場合は、前項の構成に準じた図書とする。

（掲示等）

第6条 入札契約担当課は、工事担当課から提出された入札閲覧設計図書を確認した後に、電子データは電子入札システムに掲示する。紙媒体は入札参加者に手渡しすることを基本とする。

（質問回答）

第7条 入札閲覧設計図書に関する質問は、それぞれの発注工事等に決められた質問期間内であれば受け付けることができる。質問を受け付ける担当課は、入札契約担当課とする。

2 受け付けた質問は、工事担当課へ配信する。質問内容に応じて、工事設計などの技術的質問は工事担当課、入札に関する質問は入札契約担当課で回答を作成する。

3 技術的質問と入札に関する質問の2種類の質問があった場合は、工事担当課で回答を作成、決裁後に、同一回答書に入札契約担当課が回答を作成して決裁を受ける。

4 受け付けた質問に対する回答書の決裁後、入札契約担当課から回答する。回答方法は、電子入札システム掲示又はファックス送信とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領の一部を改正し、平成29年5月1日から施行する。

(様式)

【積算参考資料】（記載例）

発注年度	平成〇〇年度
工事番号	
工事名	

1 標準歩掛・参考資料

年度等	図書名称	発行機関
平成〇〇年度	国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）	(財)建設物価調査会
平成〇〇年度	国土交通省土木工事標準積算基準書（河川・道路編）	(財)建設物価調査会
平成〇〇年度	土木工事標準積算参考資料	京都府刊
平成〇〇年度	土地改良工事標準積算基準	(社)農業農村整備情報総合センター
平成〇〇年度	水道事業実務必携	全国簡易水道協議会
平成〇〇年度	下水道用設計標準歩掛表	(社)日本下水道協会

2 単価資料等

年度等	図書名称	発行年月	発行機関
平成〇〇年度	土木工事単価資料【非公表】	〇月改定版	京都府刊
平成〇〇年	建設物価	平成〇〇年〇月号	(財)建設物価調査会
平成〇〇年	積算資料	平成〇〇年〇月号	(財)経済調査会
平成〇〇年	土木コスト情報	平成〇〇年〇号	(財)建設物価調査会
平成〇〇年	土木施工単価	平成〇〇年〇号	(財)経済調査会
平成〇〇年度	水道資材単価表【非公表】	〇月改定版	福知山市水道課
平成〇〇年度	建設機械等損料算定表		(社)日本建設機械化協会

採用単価の上位2桁を記載し、他の数字は「X」を記載。

3 見積単価・特別調査単価

※採用単価は、参考として採用した単価の上位2桁までを記載。

材料等名称	規格等	単位	採用単価	備考
(例) 鋼板接着用鋼板	採用単価が「358,400円」の場合、本資料の採用単価記載は、		35X, XXX	記載例
アンカー式ブロック	●●●●	1個	■ ■ X	
伐採・集積	人力による伐採・集積	1㎡	■ ■ X	
グレーチング	▲▲▲▲	1枚	■, ■ XX	
ゴム製支承		1個	■ ■, XXX	特別単価調査
ポンプ	着脱式水中ポンプ	1台	■ ■ X, XXX	
トリコンビット	大口徑用 径◎◎	1個	■, ■ XX, XXX	

4 その他積算事項

内容	規格等	単位	数量	備考
水替え工	100A 水中ポンプ使用	日	△△	
仮設土留め工	鋼矢板賃料期間	日	△△	
仮設土留め工	H形鋼賃料期間	日	△△	
仮設運搬距離	福知山市役所～現場 片道距離	km	□□. □	